

「古津軽」商標等の使用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、青森県（以下「県」という。）に帰属する「古津軽」商標（商標登録第6320338号。以下「本件商標」という。）及び「古津軽」ロゴ等（別記1）の著作物（以下「商標等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 「古津軽」の定義

「古津軽」とは、岩木山を中心に広がる津軽地域に古くから現在まで伝わっている祭りや信仰、芸能、食文化などを、津軽に息づくたくさんの小さな「ものがたり」とともに楽しむ新たな観光ブランドの名称を言う。特に、エリア名ではないことに留意すること。

第3 商標の使用範囲

本件商標を使用する商品及び役務の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第16類（印刷したくじ（「おもちゃ」を除く。）、紙類、文房具類、印刷物）
- (2) 第30類（菓子（果物・野菜・豆腐又はナッツを主原料とするものを除く。）パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、調味料、香辛料、穀物の加工品、すし、たこ焼き、弁当、食用酒かす、米）
- (3) 第39類（鉄道による輸送、車両による輸送）
- (4) 第41類（セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、書籍の制作、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、インターネットを利用して行う映像の提供、インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。））
- (5) 第43類（宿泊施設の提供、飲食物の提供）

第4 使用申込

商標等の使用申込は、不要とする。

第5 使用基準

商標等を使用する場合は、次に掲げる基準に該当しなければならない。

- (1) 第2「古津軽」の定義に反するおそれがないこと
- (2) 「古津軽」のイメージを損なうおそれがないこと
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと

- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがないこと
- (5) 商標等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがないこと
- (6) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがないこと

第6 責任の制限

商標等を使用する者（以下「使用者」という。）が商標等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

第7 遵守事項

使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守し、商標権及び著作権の損失を招くことのないように努めること
- (2) 商標等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと
- (3) 故意又は過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を県に賠償すること
- (4) 県から要請があったときは、商標等の使用実態を報告、又は使用商品等を提出すること
- (5) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること
- (6) 「古津軽」ロゴ等の著作物の使用に当たっては、別に定める「古津軽ロゴ等使用マニュアル」に基づき適切に使用すること

第8 使用料

使用料は無料とする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、県が別に定める。

附則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別記1 (第1関係) 古津軽ロゴ等

No. 1

古津軽

No. 2

古津軽
KOTSUGARU—Old Tsugaru

No. 3

古津軽

No. 4

古津軽
KOTSUGARU—Old Tsugaru

No. 5

ものがたりが生きる里

No. 6

ものがたりが生きる里

No. 7

古津軽
KOTSUGARU—Old Tsugaru
ものがたりが生きる里

No. 8

古津軽
KOTSUGARU—Old Tsugaru
ものがたりが生きる里

No. 9

ものがたりが生きる里
古津軽
KOTSUGARU—Old Tsugaru

No. 10

ものがたりが
生きる里
古津軽
KOTSUGARU—Old Tsugaru

No. 11



No. 12



No. 13



No. 14



No. 15



No. 16



No. 17



No. 18

